

大通達甲（刑企）第8号
平成25年4月1日

簿冊名	本部	例規(1年)
	学校・署	例規
保存期間	本部	1年
	学校・署	常用

本部各課・所・隊・室長
警察学校長 殿
各警察署長

刑事部長

迅速・確実な被害の届出の受理について（通達）

被害の届出の受理については、「迅速・確実な被害の届出の受理について」（平成24年9月14日付け大通達甲（刑企）第31号）により実施しているところであるが、この度、「連絡先等に関する書面交付」を下記のとおり本実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

記

1 被害の届出の迅速・確実な受理

(1) 受理の原則

被害の届出に対しては、被害者・国民の立場に立って対応し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理すること。

「明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合」とは、届出人から聴取した届出内容から容易に判断し得るものをいい、改めて捜査又は調査を行い検討することを意味するものではない。また、こうした判断により、被害の届出を受理しなかったものについては、届出の内容、状況等を記録化し、所属長に報告すること。

なお、「即時受理」とは、例えば警ら中や現場臨場時に被害の届出があった場合に、その場で必ず受理することまでを求めるものではないので、その点留意すること。

(2) 受理に当たる警察官

被害の届出は、迅速・確実に受理できる者が対応すること。

なお、交番等に届出があった場合には、交番等勤務員及び当該被害に係る事件捜査を担当する専務員は、互いに連絡を密にし、その対応に当たること。

また、被害の申告を受けた警察官が別の急訴事案に対処する必要があるなどのため直ちに届出を受理できないときは、他の警察官を当該届出の受理に当たらせるなど適切な措置を講ずること。

(3) 管轄区域外の被害の届出

届出に係る事件が、管轄区域外のものであっても、被害の届出は即時受理すること。

受理に当たっては、届出をしようとする者の負担に配慮し、事件の捜査は犯罪地を管轄する警察署等当該事件を捜査することが適当な警察に引き継がれ、当該引継ぎを受けた警察から事情聴取や見分の立会等を要請する場合があることについて説明し、届け先

に係る意向を確認すること。届出をしようとする者が、犯罪地を管轄する警察署等に届け出る意向を示したときは、当該警察署等に対し確実な連絡を行うこと。

(4) 警察署間の情報の共有

被害者が複数の都道府県警察又は警察署の管轄に属する場所において被害に遭う可能性がある場合には、被害届を受理した警察署及び他の関係する警察署は、関連情報の共有を図るなど緊密に連携すること。

2 連絡先等に関する書面交付

被害の届出の受理に当たり、届出人の警察への問い合わせ、連絡等の円滑を図るため、大分県警察指定被害者支援要員制度実施要綱（平成19年3月30日付け大通達甲（広報）第3号ほか別添）第2の1に規定する対象事件を除く被害の届出について届出人が希望する場合には、届出の日時、連絡先等を記載した書面を交付すること。その際、この書面は、届出人の便宜のため交付するものであり、当該書面が警察証明の類の誤解を受けることのないよう配慮すること。

3 その他

被害の届出の受理に当たり、届出人が自ら被害の内容を記載した書面を持参した場合、被害事実が特定されていればこれを受理することで足りるが、警察官が被害届を代書する場合には、被害届の性質に鑑み、特に簡潔明瞭に表現することを旨とし、届出人の負担軽減に配慮すること。

被害者の記憶違い等により後刻被害者が被害届の訂正等の申告をしてくる場合があり得るが、このような場合には、当初の申立てと異なった理由等について、別途追加被害届や捜査報告書、供述調書の作成等により明らかにしておくこと。

また、交番等で被害届を受理した後で、事件捜査担当課への引継ぎ前に被害者から訂正等の申出があった場合には、交番等勤務員は、事件捜査担当課長に報告して指揮を受け、対応すること。

(刑事企画課指導係)